

フィンランド生活が決まったら

フィンランド渡航 & 生活ハンドブック

監修 フィンランド日本人会



フィンランド日本人会
Suomen Japanilaisten yhdistys ry



目次

フィンランドに来る前に	
フィンランドに渡航する方へ	P.1
フィンランドに到着したら	P.1
フィンランド入国前、入国後の手続き	P.2-3
出発前の準備	
フィンランドに持ってくる必要がないもの	P.4
日本から持ってきたほうがよいもの（こちらで手に入らないもの）	P.4-5
フィンランド生活のために	
Kela カード	P.6
Kela カードと病院	P.7
銀行口座について	P.8
フィンランドでの家探し	P.9
首都圏および隣接地域共通定期券 =MATKAKORTTI	P.10
車の借り方、買い方	P.11
フィンランドの祝日カレンダー	P.12
危機管理	
国際結婚への備え	P.13-15
役に立つ連絡先	P.16

フィンランドに渡航する方へ

査証免除について

90 日以内の観光、商用、知人訪問等を目的とする入国であれば、日本・フィンランド査証免除取極めに基づき査証は不要です。ただしフィンランドは 2001 年 3 月よりシェンゲン協定に加盟しており、他のシェンゲン協定加盟国（アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ）と併せて旅行等をする場合、加盟国内での滞在日数は合計で 90 日までしか認められておりません。例えばフィンランドに入国する 6 ヶ月以内にシェンゲン協定加盟国内で合計 60 日滞在した場合は、フィンランドで滞在できる日数は 30 日以内となります。

またフィンランドで 90 日を過ぎた場合、査証を取得しなければ、その後 3 ヶ月間は再入国できなくなりますので、ご注意ください。

滞在許可証について

90 日以内の観光等を目的として査証免除で入国した場合、90 日を経過した後の滞在期間延長や就労等の他の目的の滞在許可を取得するのは原則として認められていません。（フィンランド人との婚姻の場合を除く）

90 日以上滞在を予定している場合や観光等以外の活動を予定している場合には、**フィンランド入国前に滞在許可証を取得している必要があります**ので、事前に在日フィンランド大使館や居住地を管轄しているフィンランドの在外公館にお問い合わせください。

問い合わせ先

在日フィンランド大使館

<http://www.finland.or.jp/Public/default.aspx?contentlan=23&culture=ja-JP>

フィンランド入国管理局

<http://www.migri.fi/frontpage>

滞在許可証申請用紙等

http://www.migri.fi/services/application_forms/residence_permit_application_forms

フィンランド警察（滞在許可証申請窓口）

http://www.poliisi.fi/residence_permits

フィンランドに到着したら

在留届について

外国に住所又は居所を定めて **3 ヶ月以上滞在**する日本人の方については、旅券法第 16 条の規定により、住所地又は居所地を管轄する日本国大使館又は総領事館に、在留状況を届け出ることが義務づけられています。

在留届は、各種申請・届け等の行政サービスを受ける為に必要となるほか、緊急事態発生時においては、所在確認、安否確認等に利用される大変重要なものです。

滞在中に届出の内容に変更が生じた場合、又は、**帰国・転出**が決定した場合も、その都度、変更又は帰国等の届出が必要となります。

在留届は、以下の方法によりお届けいただくことができます。

外務省ホームページ（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp>）からオンラインにより届け出る。

オンラインにより在留届をお届けいただきますと、その後の在留状況の変更、帰国等に際して、オンラインによりご自身で手続きを行うことができます。

フィンランド入国前、入国後の手続き

フィンランドに長期滞在する場合は以下の手続きが必要となります。

入国前にすべきこと

- 1) 滞在許可証の取得
- 2) 日本で長期旅行保険等に入るべきか検討する

入国後にすべきこと

- 3) 住民登録
- 4) フィンランドの社会保障制度 (Kela) への加入
- 5) 税務署での登録
- 6) 在留届の提出

入国前にすべきこと

1) 滞在許可証の取得

フィンランドに移動する前に滞在許可証を取得することが原則として義務付けられています。手続きの詳細は在日フィンランド大使館のホームページ等を参照してください。

また、フィンランドではパーソナルアイデンティティコード、またはソーシャルセキュリティナンバーと呼ばれる生年月日と4桁の番号を合わせた番号が、社会保障制度、納税、銀行口座の開設など様々な手続きで必要となります。以前はフィンランドに入国してからしか取得できなかったのですが、最近は滞在許可証申請時にこの番号の申請も可能なようです。

ご家族と渡航される場合は、アポステイーユ付きの戸籍謄本とその翻訳（英語、フィンランド語またはスウェーデン語）が必要となることがあります。**アポステイーユは日本で発行される公文書に対する、外務省からの証明で、日本で取得する必要がある**のでご注意ください。公文書の翻訳はフィンランドで行うことも可能です。フィンランド在住の公式翻訳人であるペトリ ニエメラ氏の連絡先を下に記載します。

滞在許可申請手続きの詳細は在日フィンランド大使館、または在フィンランド日本国大使館領事部等にお問い合わせください。

在日フィンランド大使館 領事サービス（滞在許可）

<http://www.finland.or.jp/public/default.aspx?nodeid=44711&contentlan=23&culture=ja-JP>

在フィンランド日本国大使館領事部

<http://www.fi.emb-japan.go.jp/jp/ryoji.htm>

フィンランド在住公式翻訳人（日本語での連絡可）

ペトリ ニエメラ氏

petri.niemela@sci.fi

筆者が2014年にアポステイーユ付きの戸籍謄本の翻訳をお願いしたときは65ユーロでした。渡航前にスキャンした書類をメールで送信し、フィンランドで滞在する住所に翻訳した書類を送付して頂くという方法で済み、非常に便利でした。

2) 日本で長期旅行保険等に入るべきか検討する

国民健康保険制度を含むフィンランドの社会保障制度は Kela（ケラ）の管轄となっていますが、全員が Kela に加入出来るというわけではありません。従って、**Kela に加入できないことが予想される場合は、渡航前に海外長期滞在者の旅行保険に入る等の対策を取る必要があります。**フィンランドに来てからでないと Kela に申請することができませんが、似たようなケースから加入できるかを予測することは可能です。決定は個々のケースによってなされるので一概には言えませんが、フィンランドで4ヶ月以上就労し、給与や労働時間が基準を満たす場合は加入できるというのが目安のようです。また留学目的（学士、修士）の場合は加入できないようです。詳しくは雇用者や大学等にお問い合わせください。

また、Kela に加入出来ることが予想される場合でも、最初の数ヶ月分の海外旅行保険等に参加してから渡航することを雇用者側から薦められることもあります。

入国後にすべきこと

3) 住民登録

フィンランドに入国したらご自分の住所を住民登録所 (Maistraatti, マイストラティ) で登録する必要があります。右のマイストラティのホームページでお住まいになっている地域名を入力し、管轄となっているマイストラティを検索することが出来ます。

住民登録にはパスポート、滞在許可証、ご家族と渡航された場合はアポステイユ付きの戸籍謄本とその翻訳（1）をご覧ください）などが必要になります。

マイストラティの場所の検索

<http://www.maistraatti.fi/en/Contact-Information/>

在フィンランド日本国大使館ーフィンランドに到着したら

<http://www.fi.emb-japan.go.jp/jp/touchaku.htm>

4) 社会保障制度 (Kela) への加入

フィンランドでは健康保険、失業保険等の社会保障を Kela（ケラ）が管轄しています（詳細は **Kela の章 p.6** をご覧ください）。申請は Kela の事務所で行います。2) でも述べたように全員が加入できるわけではないので、不明な点は Kela の事務所にお問い合わせください。右の Kela のホームページで最寄りの事務所をお探してください。

ヘルシンキでは In To Finland という場所があり、フィンランドに新しく移動してきた人を対象に、Kela と税金の両方の手続きを行うことができます。

Kela 事務所の検索

<http://www.kela.fi/web/en/customer-service-locator>

In To Finland

<http://www.intofinland.fi/en>（英語）

Salomonkatu 17 A, 2 階

PO BOX 20, 00232 Helsinki

月曜から金曜 9-12 時、13-16 時

5) 税務署での登録

フィンランドで税金を納める必要がある場合（例えばフィンランドで雇用される場合）は、税務署 / Verotoimisto で登録する必要があります。

税務署の検索

フィンランド語ですが、Henkilöasiakas（個人納税者）をクリックし、ドロップダウンからお住まいの地名を選び、Hae/検索をクリックすると事務所のリストが現れます。ヘルシンキ周辺にお住まいの方は 4) の In To Finland に行かれることをお勧めします。

http://www.vero.fi/fi-FI/Tietoa_Verohallinnosta/Yhteystiedot/Verotoimistot

6) 在留届の提出

旅券法により外国に3ヶ月以上住所または居所を定めて滞在する日本人は、その場所を管轄する日本の在外公館に**在留届を提出することが義務付けられています**。提出方法は**在留届の章 p.1** をご覧ください。

フィンランドに持ってくる必要がないもの

最近ではほとんどのものがフィンランドでも不自由なく手に入るため、日用品などは持ってくる必要がないと言えるでしょう。多少迷いが生じるものをいくつか取り上げてみます。

電子機器用のトランス

以前は海外に移住の際、日本で使用していた電子機器（炊飯器、テレビなど）を海外でも使用するためのトランスは必要不可欠なものと見られていました。ですが、最近はパソコンや携帯電話などのデジタル機器の充電用アダプターは日本の機器のものでも、基本的に欧州の電圧に対応していますし（注：プラグの変換アダプタは必要）炊飯器やその他調理器具も、基本的には欧州電圧対応のものを日本から持ってくるか、現地調達したほうが良い印象を受けます。普通のマンションだと小さなキッチンも多く、重くて大きなトランスは極力使わないほうが良いのではないのでしょうか。安価なトランスは電子機器を痛めてしまう可能性もあります。

携帯電話

SIM フリーの端末でなければ、フィンランドで使う際に国際ローミング料金がかかってしまうので、予期せぬコストの発生を防ぐためにも持ってくる必要はない、または持ってくる場合も、フィンランドでの日常生活で使うとローミング料金による高額な費用がかかってしまいます。

車、バイク、自転車

よほど日本で使用してきた車、バイク、自転車に愛着やこだわりがない限り、これらをわざわざフィンランドに持ってくるのは登録面、輸送にかかる費用、またはメンテナンスなどにかかる費用を考えても賢明とは言えません。車に関しては、別途車に関する文章を参照ください。

その他

カイロ

室内や屋内は温かいので基本的に不要。ラップランドにオーロラを見に行くなど、長時間に及ぶ立ち時間がある場合には必要かもしれないが、日常生活では不要。

日本から持ってきたほうがよいもの（こちらで手に入らないもの）

使い慣れたものは持って来たほうがいいです。そして、日本の文具は世界一のクオリティです。

薬

総合感冒薬

胃腸薬（私は正露丸と大田あ胃散）

のどぬーるスプレーやフィニッシュコーワ

のど飴（飴全般が種類あまりない。のど飴は薬局で売っているが種類少ない。フルーツ飴などちょっとあると便利）

化粧品

プチプラコスメ

使い慣れた化粧水

洗顔料

メイク落とし（クレンジングミルク以外お目にかからない）

白髪染め（現地でも手に入るが、色のバリエーションは日本のほうが豊富）

文房具

筆ペン

消せるボールペン

習字セット（披露する機会も多い）

折り紙（日本文化を広げる使命を持っているかたは絶対）

輪ゴム（現地の人は何を使っているのか？ 100 円ショップから一箱）

消しゴム、鉛筆、シャーペンの芯（学童がいる方は）

その他

メガネ（老眼近眼ともに、メガネを作るなら日本のほうが安い）

女性用ストッキング（品質値段ともに日本製が優れている）

ヒートテックの下着（冬用）

現地薬局で購入できる薬については、日本人会会員専用ホームページに詳細があります。

日本から持ってきたほうがよいもの（こちらで手に入らないもの）

しかし、食品はやはり日本から持って来た方がよいもの、また日本にしかないものは持ってこなければなりません。

食品、キッチン関係

梅干や佃煮などのお好みの保存食

美味しい海苔

気に入ったお味噌（一般的なものなら東京館などで手に入ります）

サランラップ（現地で売っているものは電子レンジ使用不可）

本みりん（アルコール分があるので売ってない）

焼酎（日本酒は数種入手可能だが高い）

どんこしいたけ（中国産の乾燥シイタケはある）

塩蔵わかめ（乾燥わかめはある）

強力粉（こちらには薄力粉と中力粉は売っている。そしてそれで事足りるので強力粉は買わないがどうしても欲しい方は）

とろろや塩昆布など

本わさび

柚子胡椒

出汁（化学調味料の入っていない顆粒だし）

ゆず（冷凍して少しずつ使う）

高野豆腐

気に入った日本茶やほうじ茶、夏のための麦茶

てんぷら敷き紙

シフォンケーキ型（その他のケーキの型は現地で豊富に揃う）

お弁当箱やお弁当の敷居カップなど

割り箸（あまりない）、焼き鳥の竹串（この大きさはない）

おろし金（こちらの物では、大根おろしは無理）

ラップ切り（無印良品などから。こちらのは切れにくくストレスがたまります）

こちらのスーパーで手に入るもの（持ってこなくても良いもの）

片栗粉 perunajauho

コーンスターチ maissijauho

重曹 ruokasooda

薄力粉 vehnäjauho

黒糖 fariinisokeri

パン粉 korppujauho

ベーキングパウダー leivinjauhe

お醤油 sojakastike

ドライイースト kuivahiiva

寿司酢 sushi etikka

りんご酢 omenaetikka

黒蜜 siirappi

お米問題

お米は思い入れが人それぞれ違い、こちらの Puuroriisi と呼ばれる良くあるお米を食べている日本人もいれば、こだわりを持つ人も。私は一時帰国時にはお米もしっかり持ち帰りますが足りる程は持ち帰れません。東京館で日本産のあきたこまちも手に入る時があります。カリフォルニア米、イタリア産日本米なども手に入ります。

東京館で手に入るもの

薄口醤油、ソース、お好みソース、めんつゆ、カレールー、乾燥そば、インスタントラーメン、お茶、米酢、マヨネーズ、ソース、ドレッシング等

日本食品店 東京館

Annankatu 24

00100 HELSINKI

電話：(09) 622 5553

営業時間 月～金 10-18, 土 10-15

Kela カード

Kela カードはこの国の保険証で、最寄りの Kansaneläkelaitos/ 国民保険制度事務局、通称 Kela で発行してもらえます。

まずは住民登記所へ登録、**入国後にする事 P.3** をご覧下さい。

フィンランドで 1 年以上生活を始める外国人はまず Maistraatti/ 住民登記所で外国人登録し、その時にビザの種類によって henkilötunnus/ 社会保障番号が与えられます。一年以下の滞在の場合でも仕事などでフィンランドに税金などを払う義務がある場合には、社会保障番号が発行されます。

社会保障番号取得と同時に、フィンランドの社会保障を受ける権利が与えられます。

Kela で

住民登記所へ登録後に Kela の HP にある Y77 という書類に、オンラインでまたは書面で必要事項を記入して Kela に送り申請します。この他にビザのコピーやその他の書類が必要になる事もありますので、詳しくは Kela でお尋ね下さい。その後 Kela に属する資格保有者には Kela カードが郵送で手元に届きます。病院、薬局などでは必ず提示が必要となりますので、携帯している必要があります。日本の保険証は家族全員で一つですが、Kela カードは一人一枚となるので、家族のメンバー全員分申請が必要となります。

この国でもらっている滞在ビザの種類によっては、残念ながら発行してもらえない事があります。発行されない方は、もしもの時に備えて個人的に日本からの医療保険に入る等が必要です。フィンランドの健康保険に入っている人には、ヨーロッパで通用するヨーロッパ健康保険も加入でき、このカードを持っていると EU 諸国、スイスで病院での治療が必要な場合受ける事ができます（別申請が必要）。

どのような保障があるの？（日本人に必要と思われる主なもの）

公共医療機関の利用	Terveysasema/ 地域の医療機関、 Neuvola/ ネウヴォラの無料または定額利用
薬局での処方箋購入割引	
母親手当 /Äitiysavustus	最近日本でも有名なマザーボックスか 140 ユーロを選べる
両親手当 /Vanhempainraha	母親に 105 日、父親に 54 日分支給される。 個人または夫婦の収入、税率により受給額は異なるが、収入が全く無い場合でも、最低額（一日 23,93 €）は保証される
育児手当 /Kodinhoidontuki	個人または夫婦の収入、税率により受給額に差がない手当。3 歳まで子供は一人目一月 341,27 €, それ以降の子供は一人につき一月 102,17 €, 4 歳～就学まで 65,65 €。公の保育園に入園させると受給資格を失う
児童手当 /Lapsilisä	子供一人につき、17 歳になるまで毎月 95,75 €支給。 二人目以降は、支給金額が増える。
カウンセリング手当	長期のカウンセリングが必要な 16 歳～ 67 歳の人へ、2016 年に始まる。

申請は自分でする

Kela カードも数々の手当も社会保障番号を取得しても、それぞれの手当を受ける手続きは自己申告で行うので、申請しないと手当をうけません。もし申請し忘れがある場合は、過去 6 ヶ月に遡って申請することができます。詳しくは Kela が直接もよりの窓口へ。最近ではインターネットで窓口での時間を予約できるようになったので、いきなり行って無駄に長く順番を待つ必要も減りました。

言葉の問題

Kela での窓口対応時に言葉の壁で困難がある場合は、通訳を頼む事ができます。Kela が紹介する通訳者には守秘義務があります。 Kela 020 634 0200 移民専用番号

通訳は他にも自分で頼む一般の通訳や、フィンランド語と母国語が理解できる親戚や第三者でも構いません。

Kela カードと病院

Kela に加入している場合は公立の医療機関での受診が可能です。「病気かな」と思ったら、Kela カードを持って自分の住んでいる地域の公立保健所 Tevysasema/ Health Station へ。

こちらの診察は日本のように「行けば診てくれる」のではありません、風邪などの軽い症状や流行のものだと、医師の診察ではなく、看護師などの問診となります。会社などに診断書が必要な時は、看護師が診断書を発行してくれます。もっと緊急度が高い症状はその日のうちに医師に見てもらうこともできますが、朝 8 時の開所時間と同時に行き、番号札などを取って並び、看護師に症状を説明し、医師の診察の予約をとると、待ち時間が長くなります。急ぎでないと判断されると医師の予約を取ってから診察となりますが、公立では 1 ヶ月ほど待たなければなりません。また急を要しないものはインターネットで自分で予約できる自治体もあります。

薬を処方された場合は、通常 e-resepti と言って医師が発行する電子処方箋で全国の薬局で薬を購入可能となりますが、Kela カードがないと購入できません。お子さんの処方箋の購入の際には、お子さんの Kela カードの提示を要求されますので、保護者はお子さんの Kela カードも忘れずに携帯してください。

ヘルシンキ

ヘルシンキ在住者がヘルシンキの公立健康センターで医師の診察を受ける場合、料金は無料です (2016.2.1 ~)。

お住まいの地域の保健所検索

<http://www.hel.fi/palvelukartta/>

ヘルシンキの緊急病院

お住まいの地域によりハールトマン病院かマルミ病院になり、以下の時間は規定の診察料がかかります。

16 ~ 20 時 16,40 €

20 ~ 翌朝 8 時、週末、祝日 32,70 €

Haartmanin sairaala ja päivystys ハールトマン病院

場所 Meilahti

住所 Haartmaninkatu 4, rakennus/ 建物 12

電話 09 310 63231

09 310 5018

Malmin sairaala ja päivystys マルミ病院

住所 Talvelantie 6, J-porras

電話 (09) 310 67204

時間外の重症患者は右記のヨルヴィ病院とペイヤス病院でも診てくれます。

私立病院での診察

Kela に加入していない場合は私立病院を利用することになります。または Kela に加入している場合でも利用が可能です。診察代は個人医療保険を使用するか、その場で払い領収書と診断書を Kela に提出すると何割か払い戻しが受けられます。

Diacor

<https://www.diacor.fi/en/>

Dextra

<https://www.dextra.fi/fi> 英語のページはなし

エスポー 医師の診察 16,10 €

エスポーの緊急病院

Jorvin sairaala ヨルヴィ病院

Päivystysrakennus (sisäänkäynti Turuntien kautta)

住所 Turuntie 150, 02740 Espoo

電話 09 4711

ヴァンター 医師の診察 16,40 €

ヴァンターの緊急病院

Peijaksen sairaala ペイヤス病院

住所 Sairaalakatu 1, Vantaa,

電話 09 471 67060

16 歳以下の子供の救急病院

Lastenklänikka ラステン・クリニッカ

住所 Stenbäckinkatu 11, 00250 Helsinki

Puh. 09 87 10023

救急車の電話番号 112

胸部の痛み、麻痺（突然の四肢の麻痺、しゃべることができない）、大量出血、新生児の熱、骨折、突然のひどい頭痛、呼吸困難、ひどく悪くなるばかりの腹部の痛みの場合は救急車を呼ぶ必要がある症状です。これ以外の症状の際は翌朝、最寄りの保健所に行くように指示されます。

Aava

<https://www.aava.fi/en/clinic/aava-kamppi>

Mehiläinen

<https://www.mehilainen.fi/en>

銀行口座について

新規銀行口座開設

フィンランドに住所を移したら、フィンランドで銀行口座を開設できます。口座開設に必要なものは、一般的に、携帯電話とフィンランドの携帯番号、パスポート、住所を確かめられるので、住所登録を Maistraatti で登録したあとに銀行にどうぞ。

クレジットカード申請

口座開設と同時に収入やフィンランドでの納税証明がある人、会社からの給料明細など収入を証明できるものがある場合、あるいは多額の預金をする場合、各行の規定により、クレジットカードが作れます。主婦にはカードはつくれません。収入のある夫の家族カードという形でカードの保有はできます。

クレジットカードはフィンランド航空のマイレージが溜まるフィンエアマスターカードや、ストックマンデパートとのコラボマスターカードなども人気があります（Nordea 銀行が発行）。

どの銀行でも英語の HP や英語での案内があります。ここでは2行をご紹介します。

1、OP ファイナンシャルグループ銀行 英語での新規普通口座開設

<https://www.op.fi/op/private-customers/daily-banking/accounts?id=11101&srcpl=8&kielikoodi=en>

2、Nordea 銀行 英語での新規普通口座開設

<https://openpages.nordea.com/oofi/?x-crypt=WC4g3g5ar3Y>

ATM

フィンランドには各銀行共通の ATM「OTTO」 というものがあります。銀行内や銀行の場所と関係ない場所にも存在します。**お持ちのカードに IC チップが付いていたら、青色のカード入れ口へ、付いていないものは黄色のカード入れ口へ入れます。**海外発行のクレジットカードなどからのキャッシングもこの OTTO でできます。

日本の ATM との違いは、どの銀行のカードを使っても手数料等取られない、24H 稼動しており、時間帯による手数料などは発生しない点です。そして、現金を下ろすことはすべての OTTO でできます。フィンランドでは、お金のやり取りは基本的に銀行口座で振込や支払い、お金の移動などをし、現金でのやり取りが少ない証拠でもあります。デビットカードなどで 1 €, 2 € のものでもカード決済する人が多いです。港のマーケットや蚤の市のようなところ以外で、店舗でカードが使えないところはほぼありません。そして、OTTO での払い出しは決まった額しかできません。最低 20 € などと決まっており、限度額も 500 € などと決まっています（個人や銀行のカード設定にもよります）。

以前は入金には銀行の窓口や Talletus と表示のある ATM でしかできませんでしたが、銀行の実店舗が減って来たので、最近では入金ができる OTTOPlus という ATM が増えました。

気をつけなければいけないこと

OTTO を使う際、日本の ATM のように、カードを最後まで入れようと無理に押し込むと、不正な使用とみなされ、機械がカードを吸い込み二度と出てこなくなります。OTTO のある銀行に頼んでも開けられません。

カード入れ口は黄色と水色の2色ありますが、どちらも無理に押し込まないでください。カードが半分くらい吸い込まれた段階で（チップを読み取れるようにチップがあるほうを差し入れます）もう入らなくなりますので、そこで取引開始をして下さい。カードの入れ口を間違えても画面でもう一方の口に入れるよう指示が出ますので、画面に従って下さい。



質問コーナー

Luotto vai debit? とレジで聞かれたり、カード読み取り機に出るのですが、どういう意味?

Luotto はクレジットの意味。Debit は引き落としなので、即座に金額が引き落とされます。フィンランドのカードでは両方の機能が付いているカードがあるので、そのカードで支払う時には自分でどちらで払うかを選択します。

フィンランドでの家探し

ネットで地域 /alue、家賃 /vuokra の基本条件、さらに詳細条件 /Tarkennettu haku を選ぶとエレベーター / hissi, サウナ / sauna の有無などの各種条件を選択し検索します。間取り /huoneen määrä 部屋数にはリビングも含まれるので注意。土地勘もない、実際に目で見て確認することも大事ですのでネットの写真や情報だけで決めるのは避けたほうが良いでしょう。以下、サイトの一覧と、ヘルシンキ周辺の土地情報をざっと説明します。詳細は日本人会会員ページでご覧になれます。

ヘルシンキ中心部（中央駅付近、Katajanokka, Eira, Kaivopuisto, Kaarinankaupunki, Kamppi, Töölö） は家賃が高い地域ですが、探せばそれなりの物件も見つかります。交通至便、各種サービスが近く、ステータスが高いことで憧れの地域ですが、古くて状態の悪い物件や配管修繕工事が入りやすいことも考慮しましょう。

ルオホラハティ・ヤトカサーリ周辺（Ruoholahti, Jätkäsaari） は日本人に人気の地域ですが、家賃レベルは新しいものだと2LDKで月1700～1800€程度と高めです。人気の理由は交通アクセスがよく、インターナショナルスクールがあること、ショッピングモールや大小のお店が並び生活しやすいこと、子供のいる家族が多く住んでいることなどがあげられます。

ラウッタサーリからタピオラ、エスポー市（Lauttasaari, Tapiola, Espoo） は順に、中心から西側の郊外へとうつります。郊外にいくほど一軒家が多くなります。ラウッタサーリやタピオラ、そしてエスポーのショッピングモール Iso Omena 周辺の交通はバス中心でしたが、2016年夏から地下鉄が通るようになります。

中心部から東へハカニエミ、ソルナイネン、アラビア（Hakaniemi, Sörnäinen, Arabia）

交通至便で値段も少し下がります。東側の新興住宅地として開発中のカラサタマはヤトカサーリと同じステータスと考えていい地域ですが、新興地域としてまだそれほど整備されていません。

ヘルシンキ郊外、バンター方面へ延びる地域

ヘルシンキから少し離れただけで、緑の多い戸建て / omakotitalo や長屋形式のテラスハウス / rivitalo などが適度な値段で借りられます。職場や学校などへの交通ルートをまず確認しましょう。

サイト一覧（一般）

www.vuokraovi.com（英語あり）

www.oikotie.fi（フィン語のみ：ASUNNOT → VUOKRATTAVAT で賃貸検索ページが開きます）

<https://www.vvo.fi/en/>（英語）、<http://www.avara.fi/en>（英語）、<https://www.ovenia.fi/en>（英語）

家具付き www.forenom.fi/EN/apartments www.huoneistohotelli.com/
www.satohotellikoti.fi/en www.celine.fi/

学生 <http://www.hoas.fi/en/> 留学生用
<https://www.helsinki.fi/en/studying/new-students/housing#section-7948>
 交換留学や博士・修士号など、プログラムによって問い合わせ先が異なりますので、このページを参照
<http://www.silta-klubi.fi/residences-homepage/student-residence/> 女性専用、ミッション系

ネットで見つけた物件をクリックすると、たいていはその物件の家主のページが開くので、そこからコンタクト先を見つけて下見の段取りをつけるか、業者によっては下見 (esittely) の日にちがすでに決まっているものもあるので、その場合は連絡せずに直接下見に行きます。家賃の他、水道料金（一人18～20€/月）、住宅保険、敷金250€～家賃の2か月分などが初めにかかります。礼金という制度はありません。

首都圏および隣接地域共通定期券 = MATKAKORTTI

首都圏ヘルシンキ・エスポー・カウニアイネン・ヴァンター・ケラヴァ・シポー・キルッコヌンミ地域ではバス・トラム・電車の共通定期券が販売されていて、定期的に公共交通機関を使う方にはずいぶんお得なカードです。また、suicaのようにカードにあらかじめチャージしておいた金額内でチケットレスで乗り物を利用できるので、小銭を持つ手間や並んで切符を買う時間もはぶけ、値段も個別の切符よりずいぶん安くなります。

定期券の種類

1) 個人定期券 / Henkilökohtainen kortti

首都圏・隣接地域の住人であることが条件。この定期は所持者自身のみ使える個人定期券で、利用期限を自由に設定して（14日から366日まで）チャージすることができる。カード発行に5€かかる。

2) ユーザー不特定定期券 / Haltijakohtainen kortti

購入者は首都圏・隣接地域の住人であることが条件ですが、基本的に誰でも利用することができます。個人の定期券よりはいぶん高くなりますが、それでも、個別チケットよりも安く、手間もかからないという理由から、公共交通機関を不定期に利用する方、家族やグループで共有して使う場合などに便利です。1枚のカードで複数人数分のチケットを支払いができます。

購入場所

個人定期券はHSLのサービスポイントで購入しなければなりません。一番わかりやすいのはヘルシンキ中央駅内にあるサービスポイントでしょう。その他、各地域に点在する共同サービスセンター / Yhteispalvelupiste で購入します。社会保障ナンバーが記載されているKelaカードや運転免許証などの身分証明書を忘れずに。ユーザー不特定の定期は至る所にあるR印のキオスク(R-kioski)で購入できます。カードのチャージは定期券の種類に関係なく、サービスポイントおよびRキオスク他、ストックマンや大手スーパーでも取り扱っています。

値段は利用するゾーンによって変わってきますので、下のリンクおよび表を参照してください。

<https://www.hsl.fi/en/tickets-and-fares>

	ゾーン名	日本語	意味
0	Tram /Raitiovaunu	トラム専用	トラムのみ
1	Internal/Sisäinen1	ゾーン内のみ	ヘルシンキ、エスポー、カウニアイネン、ヴァンター、ケラヴァ・シポー各地域内に限って使用できる（越境できない）
2	Region/Seutu	ゾーン共通	ヘルシンキ・エスポー、カウニアイネン、ヴァンター共通
L	Extended region/Lähialue	ゾーン2共通	エスポー、カウニアイネン、ヴァンター、ケラヴァ・シポー、キルッコヌンミ共通（ヘルシンキ以外）
3	Whole region/Koko alue	ゾーン3共通	ヘルシンキを含む全地域共通

乗り物内のカード読み取り機の使い方

定期券を読み取り機に近づけ、近づけたままで利用するゾーンに相当する番号（表左側の数字と文字を参照）を強く長めに押す。ピーツとなって、モニター部分に残高が表示されたらOK。



車の借り方、買い方

フィンランドでは車は税などの影響で価格はかなりのものです。新車の小さい車で 15,000 ユーロが最低ラインのお値段です。そして、一番驚かれるのがオートマチックの車が少なく、値段もマニュアル車と比べると数千ユーロ高くなってしまいます。ビジネスで来られる方はリースされる事も多いと思いますので、リースする際の主なディーラーの連絡先を集めました。

Toyota Tsusho Nordic Oy Toyota

Vanha Kaarelantie 31
01610 Vantaa
電話 010 851 8300
E-mail: autot.kaivoksela@ttnordic.fi
<https://www.toyota.fi/yritysautot/index.json>

Nissan, Alfa Romeo, Fiat, Chrysler, Dodge, Jeep

Autokeskus Olari
Haltilanniitty 4
02200 ESPOO
電話 020 506 5131

Volks Wagen

VV-Autotalot Helsinki
Mekaanikonkatu 10
00880 Helsinki
電話 010 5333 200

BMW

Veljekset Laakkonen Oy
Mekaanikonkatu 2
00880 Helsinki
電話 010 214 8000

Citroën, Honda, Mercedes-Benz と Smart

VEHO
Kutomotie 1 A
00380 Helsinki
Citroën 電話 010 569 3440
Honda 電話 010 569 3436
Mercedes-Benz と smart 電話 010 569 3400

英語でのフォーラム

<http://www.finlandforum.org/viewtopic.php?f=3&t=73428>

中古車

前述のようにフィンランドでは車の値段が日本の 2 倍はするため、中古車を購入する場合も多いと思います。その場合でも日本ではすでに走らないような車も売りに出されています。

以下に英語でも中古車の検索ができるサイトをまとめてみました。車庫がなく外に駐車する場合は冬の事も考えてブロックヒーター / Lohkolämmitin が付いているものの方がいいですね。氷点下での無理なエンジン始動は、車の寿命を縮めます。気に入った車に付いてなければ、別料金でつけてもらえます。燃焼式ヒーターというものもあり、こちらはディーゼルエンジンに付ける事ができ、携帯や鍵、タイマーなどで遠隔操作可能ですが、料金はブロックヒーターより割高になります。他にも、車両税や保険、ガソリン代、季節事のタイヤ交換などもかなりかかるので、熟考が必要な大きな買い物です。

<http://www.autotalli.com> で、検索するのが一番情報が多いでしょうが英語のページはありません。

英語のページがあるもの

<http://www.nettiauto.com/en>

<http://www.cars.autopiste.net/search.php>

<http://eng.auto24.ee/main/mainindex.php> エストニア

車に関する雑談

冬場に車が動かなくなってしまった場合の事を常に考え、冬場は短い距離の移動でももし止まってしまった時のため、救助が来るまでの待ち時間を堪えられる服装で出かける事をお勧めします。車に毛布などを積んでおく事も大事です。雪が多い時は路傍駐車する際にも、雪かきのためにシャベルも必要となります。

会員ページにはさらに冬場の車のお手入れについての情報があります。

フィンランドの祝日カレンダー

フィンランドには法律で定められた祝日が年間 13 日あり、そのうちキリスト教関連の祝日が 11 日、そうでないものがメイデー（5 月 1 日）と独立記念日（12 月 6 日）の 2 日となっています。

キリスト教関連の祝日はクリスマスと公現祭以外は毎年日にちが移行しますので、お気をつけください。

1 月 1 日	Uudenvuodenpäivä	元旦
1 月 6 日	Loppiainen	公現祭
移動祝日	Pitkäperjantai	聖金曜日 イースターの前の金曜日
移動祝日	Pääsiäispäivä	イースター（復活祭） 春分の日の中の最初の満月の次の日曜日
移動祝日	2.Pääsiäispäivä	イースターマンデー 月曜日
5 月 1 日	Vappu	ヴァップ（メイデー）
移動祝日	Helatorstai	昇天祭 イースターから数えて 40 日後の木曜日
移動祝日	Helluntaipäivä	聖霊降臨祭 イースターから数えて 50 日後の日曜日
移動祝日	Juhannuspäivä	夏至祭／聖ヨハネの日 6 月 20 日～ 26 日の間の土曜日
移動祝日	Pyhäinpäivä	諸聖人の日 10 月 31 日～ 11 月 6 日の間の土曜日
12 月 6 日	Itsenäisyyspäivä	独立記念日
12 月 25 日	Joulupäivä	クリスマス
12 月 26 日	Tapaninpäivä	第 2 クリスマスディ（聖ステファノの日）

【番外編 1：フィンランドでは国旗を掲揚する日も多くあります】

2 月 5 日	ルーネベルグ（詩人）の日
2 月 28 日	カレワラ（叙情詩）の日
3 月 19 日	ミンナ・カント（女流作家）の日 男女平等の日
4 月 9 日	ミカエル・アグリコラの日 フィンランド語の日
4 月 27 日	退役軍人の日
5 月 1 日	ヴァップ（メイデー）
5 月 9 日	ヨーロッパデー
5 月第 2 日曜日	母の日
5 月第 3 日曜日	戦没者の日
6 月 4 日	マンネルヘイム元帥の日
6 月 6 日	エイノ・レイノ（詩人）の日
6 月下旬	ユハヌス（夏至祭）
10 月 10 日	アレキシス・キヴィ（作家）の日 フィンランド文学の日
10 月 24 日	国連デー
11 月 6 日	フィンランド・スウェーデン人の日
11 月第 2 日曜日	父の日
12 月 6 日	独立記念日
12 月 8 日	ジャン・シベリウスの日 フィンランド音楽の日

【番外編 2：フィンランドの四季と日照時間】

冬	12、1、2 月（平均気温が 0 度を切る）
春	3、4、5 月（平均気温が 0 ～ 10 度）
夏	6、7、8 月（平均気温が 10 度を常に超えている）
心配しないでください。25 度を超える日も時々あります。	
秋	9、10、11 月（平均気温が 0 ～ 10 度）
夏至の頃の日照時間（白夜です！！）	
南（ヘルシンキ）	日の出 3：56 日の入り 22：50
北（ウツヨキ）	5 月半ばから 7 月末近くまで日が沈まない世界です！
冬至の頃の日照時間（暗いです）	
南（ヘルシンキ）	日の出 9：24 日の入り 15：13
北（ウツヨキ）	11 月後半から 1 月半ばまで日が昇らない“カーモス（極夜）”の時期です。

注）日照時間は 2016 年度のもので。

以前は祝日には全てのお店が営業しませんでした。2016 年の法改正後は日曜日や深夜の営業も許可されるようになりました。夏になると個人商店やレストランなどは 4 週間の夏休みを取る場合もあるので、ご注意ください。

国際結婚への備え ～国際結婚カップル離婚の A to Z～

国際結婚してフィンランドに住居を定めるカップルが年々増え続けており、カップルのほとんどが外国人男性と日本人女性の組み合わせです（執筆している私もその一人ですが）。結婚する時には離婚するなんて夢にも思っていないかもしれませんが、様々な理由で離婚に至ってしまうケースもあります。

近年ヨーロッパ諸国やアメリカなどでは国際結婚したカップルが離婚に至り、幼い子供を連れて日本に帰る事も、就職する事もできずに貧困の中で暮らしている日本人女性もたくさんいます。フィンランドで離婚するというのは、私たち日本を出て来た邦人にとってどういう事になるのでしょうか？

離婚への流れ、フィンランドの法律など、『備えあれば憂いなし』と我々の祖先が言っているように、これからフィンランド人や外国籍の方と結婚してフィンランドに住むと言う方には是非知っておいて欲しい情報です。

言葉も不自由、現地の事情も知らないと、自分の権利を主張する事が難しくなったりもします。離婚の状況では今まで自分を守ってくれていたはずの立場にいたはずの人が、自分に敵対する人になり、容赦なく自分の権利を主張して元配偶者を貶めようとしてくることもあります。不利な立場になった場合、自分の正当な権利を要求するための助けとなれますように。

法的離婚への道

離婚届

裁判所に書式、Eメール、もしくはFAXで、二人もしくは「一人の意思」で24時間いつでも送ることができる。

日本だと夫婦双方のサインと印鑑が必要ですが、一人でも申請可能な為、相手は全く知らされていない事もある。

一人での離婚申請が提出されると、配偶者には裁判所から「配偶者が離婚申請をした旨」お知らせがとどきます。（法的には一人で離婚申請ができるので、一人が申請した時点で離婚です。その後の6ヶ月は受理後のクーリングオフ、つまり冷却期間です。）

離婚届を出された配偶者に離婚の意志がなくても、一方の意志で離婚申請した本人が引き下げしない限り半年後には離婚が成立します。フィンランドの離婚届にも養育に関する記述ができますが、夫婦二人で合意の上の離婚していない場合、またどちらか一人のみが離婚届を提出する場合には、そのような話し合いができていないので、離婚届け提出後、離婚自体とは別に子どもの養育などについては、別件で話し合いがもたれます。また、一人で離婚届を出す人が勝手に子どもの養育について決めて、離婚届けに記入してしまうこともあります。

フィンランド人は契約に対してクール

欧米ではサインした事柄に対する「契約」が日本人の思っている以上に力を持っています。書面でサインしてしまった後で（取り消したい）という場合、新たに当事者同士が合意するか、裁判所の判断を仰ぐことになります。

日本と違う点

- ・離婚は一人のサインでもできる
- ・養育に関する合意がなくても離婚は成立する。
- ・離婚届が一人で出された場合、相手方には特にそれを変更する権利はない。

養育に関しても一人の判断で裁判所に提出された場合は、変更するのに裁判を起さなければならないことがある。離婚の理由には法が介入しない（相手の浮気などで自分に非がない場合でも、慰謝料の請求もできない）

相手にどんなに倫理的、道徳的に不備な点があっても、慰謝料という制度がないので、結婚前に財産所有権が誰にあるのか明確にしておく事が大切です。ジャイアンのように「俺のものは俺のもの、のび太のものは俺のもの」とされてしまうケースもあります。

「日本では！」は通用しない

税金も居住する国で収めるのと同じで、海外に住むということはその国の法律に従って生きていくということです。これまで述べたように、日本とフィンランドの離婚に関する法律には根本的な違いがありますが、フィンランドに生活の基盤を置いている人が離婚する場合には、フィンランドの法律に従って離婚しなければなりません。

さらに、フィンランド式の離婚をした日本人が傷ついて、日本にいる家族や親族、友人たちに救いを求めた場合、日本人側ではフィンランドとのそのような違いが理解できないために、なぜ慰謝料をもらえないのか、なぜ養育費が少ないのかと問われるなどして、傷ついた当事者がさらに追い込まれてしまうということもあるようです。

離婚夫婦に子どもが居る場合

親権といいます。フィンランドでは子どもが持つ権利とされ、「両親に育てられる権利がある」と解釈されています。親権とは子どもの住む場所や学校などの決定をする権利のことです。離婚後、親権はどちらか一方の親が完全放棄するか、よほどの理由がないかぎり、自動的に両親の間で 50% ずつ分配となりどちらかに 100% の親権がわたされるということはまずありません。相手の経済力が多い少ないも関係ありません。

養育権

子どもには両親と過ごす権利があり、両親の合意の上で 50% ずつ長期休暇もやりくりされます。これも子どもの年齢が極端に低かったり、特別な理由がない限り両方の親で 50% ずつとなります。「今週はお母さんの家、来週はお父さんの家」と 1 週間ごとに双方の家を行き来する子どもでできます。

養育費

これも一週間ごとに交代している際は両方の親が 50% ずつ分担していることとなり発生しません。元夫婦に収入差がある時は、lastenvalvoja(ラステン・バルボヤ) という子どもにかかわる家庭問題を仲介してくれる市のサービスがあり、支払い能力を考慮したうえで均等になるように計算をしてくれます。

日本だと慰謝料と養育費は裁判で決めますが、フィンランドでは裁判で決めるか、もしくは lastenvalvoja に仲介してもらい合意することができます。夫婦二者間で決められない場合は、Lastenvalvoja に申し込むと第三者として仲介して、両親の合意が得られるような手助けをしてくれます。lastenvalvoja が仲介しても合意ができない時は、弁護士の手助けを得て裁判をせずに和解して lastenvalvoja に提出するか、それでもだめなら裁判となります。

離婚裁判

日本だと一般的な調停離婚では裁判所が調停をし、慰謝料、子どもの養育権、養育費等合意の上で離婚成立となりますが、フィンランドでは子どものいる離婚でも一人で離婚申請できますので、夫婦の資産分けの問題、子どもの親権や養育に関する問題が合意されないまま離婚が成立し、意義申し立ては lastenvalvoja に仲裁を要求するか、裁判所に申し立てをする必要があります。

ちなみに裁判費用は収入がなければ国からの補助が受けられ、収入がある程度ある場合は自分で支払う事になります。裁判費用に適用される保険に加入していると、査定によりどの程度補償されるのか審議され、保険会社がある程度肩代わりしてくれます。

離婚による夫婦の資産分配

一般的に言って、結婚年数が 5 年以上である、子どもがある夫婦のだと、離婚の際の資産は基本的には 50%・50% ずつ分配されます。結婚するとき、どちらかが私有していた財産を二人の共有財産とみなさないという書類にお互いがサインをしていた時は、その資産を除きます。どちらか一方が子育てで専業主婦でも、それは仕事をしているのと同等として計算されます。長く結婚しており子どもがいる夫婦の離婚で、どちらか一方の収入が少ない場合は、同程度になるよう慰謝料のようなものが発生しますが、これもどのような理由で離婚に至ったかという事実が考慮されて、金額に影響するということはありません。

ハーグ条約 2014 年 4 月から日本もハーグ条約に加盟

ハーグ条約は、国境を越えた子どもの不法な連れ去り（例：一方の親の同意なく子どもを元の居住国から出国させること）や留置（例：一方の親の同意を得て一時帰国後、約束の期限を過ぎても子どもを元の居住国に戻さないこと）をめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして、子どもを元の居住国に返還するための手続や国境を越えた親子の面会交流の実現のための締約国間の協力等について定めた条約です（2016 年 1 月現在、日本を含めた 93 か国が締約国）【外務省：ハーグ条約ホームページより抜粋】

日本が加盟する前は海外に子連れで出る際、「子ども連れ帰り」になるのかと怪しまれました。「日本人の女は子どもを連れて逃げる」と思われていたようです。

加盟後は子どもが日本のパスポートで出国する場合、連れ去りだとあやしまれたり、日本人の親が親権裁判に巻き込まれた場合などに連れ去り目的だとされにくくなりました。

こういう事情もあり日本人のみに限らず、フィンランド人同士でも、EU 内を子連れで旅行するのでも、相手親の同意がなければ空港で「誘拐犯」として捕まってしまう。

離婚したら相手が親権をあきらめるという事にならない限り、子どもを連れて日本に帰ると言う事は不可能になってしまいました。「子どもを連れて日本に帰ることができれば日本で仕事のオファーがいくらでもあるのに」、「子どもがいない人生を選択するか」と、離婚後の身の振り方は様々な選択肢がありますが、経験者達の中には「フィンランドに子どもと一緒に残る」という選択をする人もいます。

「子どもはフィンランドでは自分の経済力がなくても大学院まで出せる。福祉が育ててくれる」という点ではフィンランドは優れています。男女平等、Kela の補助もたくさん、労働時間も短い、シングルペアレントへの社会的偏見がないなどのフィンランドに残る選択肢ではシングルマザーにとってプラスの事もたくさんあります。

子どもがいる離婚では、大変なこともたくさんありますが、一方で「子どもがいてくれたおかげで一番つらい時期も乗り越えられた。子どもは大人以上に状況を理解して助けてくれた。」ということもあります。子どもがいるから一人ではないし、同じ経験者による支えあう会もできて、一人では苦しまなくてもいい環境がありますので、悩んでいる方がいたら、是非同士に助けの手を求めてみてはいかがでしょうか。

ハーグ条約の落とし穴

しかし、ハーグ条約の決まり事だけでは配偶者との生活で DV(ドメスティック・バイオレンス)を受けている人などは逃げたくても逃げられない状態になります。日本政府は DV などのようなケースでは特別対応もあるとしています。が、どこの国でも、どこまでが DV か、物的証拠はあるのかというような点で、DV は証明が大変難しい上、幼い子どもの意見は法的に採用されません。フィンランドでは身体的危害を加える、アルコール中毒、薬物中毒者の診断があれば比較的問題なく親権がもう一方の親にのみ認められるようですが、これも裁判を行い主張が認められるまでは連れ去りを許すものではありませんし、このような片親の状況を立証できない場合、親権をとるのは困難です。

シングルペアレントの会

2014 年 8 月からシングルペアレントの会が発足されました。離婚の危機に陥っている、もしくは離婚したけれど、その後も養育や親権に関して問題を抱えているシングルペアレントが同じような経験してきた仲間と、経験を分かち合う場所です。「シングルペアレント」なので、お子さんのいない離婚者は残念ながら対象外です。

Japanilaisten Yksinhuoltajien Tukiryhmä
シングル・ペアレントの会 (ヘルシンキ)
email: contact.jyt@single-parent.club

役に立つ連絡先

在日本フィンランド大使館

〒106-8561 東京都
港区南麻布 3-5-39
電話：(03)5447-6000
E-mail: sanomat.tok@formin.fi

在フィンランド日本大使館

住所：Unioninkatu 20-22, 00130 Helsinki
(Havis Business Center ビル 5 階)
TEL: +358-9-686 0200
FAX: +358-9-633 012
E-mail: 領事部: consular@hk.mofa.go.jp
開館時間 月曜日～金曜日
6～8月: 9.00-12.00, 13.30-16.00
9～5月: 9.30-12.00, 13.30-16.30

公式翻訳者

HILVO Sami Olavi
tel. +48-53484 6454
E-mail: hilvo@firmahilvo.fi

NIEMELA Petri Mikael
tel. +358(0)456 757 689
E-mail: petri.niemela@sci.fi

リロケーション

日本語リロケーションサービス
ハッピートンビ
http://happytombi.com
E-mail: happy.tombi@gmail.com
tel. +358 (0)40 217 5544

Finland Relocation Service
http://finlandrelocation.com/en/
E-mail: email@finlandrelocation.com
tel. +358 9 502 1220

フィンランド語、英語のみ。利用された日本の方によると、高いけど何でもやってくれるとのこと。

日本食品店 東京館

Annankatu 24
00100 HELSINKI
http://www.tokyokan.fi
tel. (09) 622 5553
営業時間 月～金 10-18, 土 10-15

現地での必要が出て来る電話番号

警察、消防、救急車 112

全て一つの番号なので、覚えるのが便利

タクシー 首都圏 0100 0700

流しではほとんど拾えないので、電話して来てもらいます。予約ナンバーを言われるので、覚えておいて、運転手に伝えます。

フィンランド渡航&生活ハンドブック

監修・配布 フィンランド日本人会

<http://finnihonjinkai.wix.com/about>

ver. 1 2016 early